

議第54号

三島市墓園条例の一部を改正する条例案

三島市墓園条例（平成17年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「(昭和42年法律第81号)の規定」を「(昭和42年法律第81号)」

に改め、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき市の外国人

登録原票に登録されている者」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

平成24年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士